社会福祉法人日進市社会福祉協議会赤い羽根公募プレゼンテーション助成事業要綱

平成３０年３月５日　決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人愛知県共同募金会が実施する「公開プレゼンテーションによる助成審査会」実施支援事業に基づき、社会福祉法人日進市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う、赤い羽根公募プレゼンテーション助成事業について必要な事項を定める。

（目的）

第２条　この要綱は、市民が健康で幸せに暮らせるまちづくりに向けて、共同募金の財源を活用することで、その使いみちの明確化を図り、共同募金への理解を深めるとともに、地域で集められた募金が地域で循環する仕組みづくりを目指すことを目的とする。

（対象団体）

第３条　この助成の対象団体は次のとおりとする。

（１）誰もが気軽に集まれる小さな拠点「つどいの場」を運営し、別表１に定める項目にすべて当てはまる活動を行う団体

（２）市内で社会福祉事業を展開する社会福祉法人、ＮＰＯ法人等

２　次の団体は対象外とする。

（１）活動の目的及び内容が、宗教的、思想的及び政治的な宣伝を意図する団体

（２）反社会勢力と関係のある団体

（３）その他本会会長が適当でないと認めた団体

（対象となる事業内容）

第４条　この助成の対象は、日進市地域福祉活動計画・日進市社会福祉協議会発展強化計画に基づき、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

（１）新たに始める「つどいの場」事業

（２）「つどいの場」を運営する団体が開催するつどいの場関連の地域交流事業

（３）次にあげる点に留意して実施する社会福祉事業の従事者養成研修事業

ア　地域住民や市内の他事業所に広報し、参加者を募集するもの

イ　市内の社会福祉事業の資質向上を目的にするもの

ウ　特定の事業所の利益にのみならず、多くの事業所の利益となる内容のもの

２　前項第１号にあげた事業は、同団体、同拠点で行う事業で１回のみを対象とする。

３　前項第２号にあげた事業で同団体、同拠点で行う事業は本助成を受けてから３年以上経過している事業を対象とする。

４　助成を受けた年度末日までに実施・完了する事業を助成対象とする。（団体の運営費は除く）

（対象外となる事業内容）

第５条　次の事業は、助成の対象としない。

（１）本助成と同じ趣旨の補助、助成又は委託を受けている事業

（２）従前の社会福祉法人日進市社会福祉協議会地域活動助成事業をすでに３回受けた事業

（３）社会福祉法人日進市社会福祉協議会福祉まちづくり協議会運営助成金を受けた団体が行う事業

（４）日進市・ぷらっとホーム委託事業として認定されている事業

（５）団体の互助共済とみなす事業

（６）当該年度に社会福祉法人日進市社会福祉協議会つどいの場運営助成を受けた事業

（７）介護保険等の事業指定を受けている事業

（対象となる経費）

第６条　助成対象経費は、別表２に定める事業に直接必要な経費とし、資材の購入・経費等も対象とするが、いずれの経費も社会通念上相当と認められる金額に限る。

（助成金額）

第７条　助成金額の総額・事業ごとの配分割合は予算の範囲内とし、１団体当たりの助成上限額は１０万円とする。

（申請）

第８条　助成を受けようとする団体は、定められた期間内に、赤い羽根公募プレゼンテーション助成金交付申請書（第１号様式）、事業収支予算書（第２号様式）、事業計画書・事業報告書（第３号様式）を本会に提出することとする。

（審査）

第９条　助成金の交付に際しては、次のとおり審査を行う。

（１）書類選考

（２）公開審査会

２　公開審査会の詳細は別に定めるものとする。

（決定）

第１０条　本会会長は審査結果に基づき、助成事業及び助成金額を決定し、赤い羽根公募プレゼンテーション助成金交付・不交付決定通知書（第４号様式）により通知する。

２　公開審査会において審査員の意見に基づき、第４号様式にて是正を依頼することができ、団体より活動改善計画書（第５号様式）の提出を求めることができる。

（助成金の請求）

第１１条　助成金の交付決定を受けた団体は、助成金交付請求書（第６号様式）により本会会長に請求する。

（助成金の交付）

第１２条　助成金の交付は、指定口座への振り込みによって行う。

（助成の明示）

第１３条　助成金の交付が決定した団体は、事業実施に係る各種配布資料等に当該事業が共同募金配分金事業であることを明示することとする。

（つどいの場情報登録及び情報発信）

第１４条　第４条第１項第１号及び第２号の事業で助成金の交付が決定した団体は、別に定めるつどいの場情報登録用紙に記入の上、本会が行うつどいの場の情報発信に同意するとともに、各団体においても情報発信に努めなければならない。

（募金活動への協力義務）

第１５条　助成金の交付が決定した団体は、法人募金、職域募金、街頭募金、募金箱の設置等、募金活動等に積極的に参加しなければならない。

（報告）

第１６条　助成金の交付を受けた団体は助成を受けた翌年度の４月１０日（日曜日の場合はその前日）までに次の書類を揃えて本会に提出することとする。

（１） 赤い羽根公募プレゼンテーション助成金事業実施報告書（第７号様式）

（２）事業計画書・事業報告書（第３号様式）

（３）事業収支決算書（第８号様式）

（助成決定の取り消し及び返還）

第１７条　助成金の交付が決定した団体が次に該当する場合は、助成金返還請求書（第９号様式）により助成決定の取り消し、あるいは助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

（１）助成対象事業において、実際に使用した金額が助成額に満たないとき

（２）偽りその他不正な手段により助成を受けたことが判明したとき

（３）助成対象事業の中止や完了ができなかったとき

（４）助成金を対象事業以外に使用したとき

（５）事業実施報告書の提出がないとき

（６）事業実施に際し、審査員からの是正依頼が受け入れられなかったとき

（その他）

第１８条　その他、この要綱に記載されていない事項については、本会会長が定める。

附　則

この要綱は平成３０年４月１日から施行する。

ただし、この要綱の施行に伴い従前の社会福祉法人日進市社会福祉協議会つどいの場公開プレゼンテーション助成事業要綱は廃止とする。

なお、社会福祉法人愛知県共同募金会が実施する「公開プレゼンテーションによる助成審査会」実施支援事業が中止となった場合、本事業も中止とする。別表１（第３条関係）

（ア） 市内で概ね月１回以上開催する団体

（イ） 地域住民の誰もが気軽に集まることのできる交流の場として開催する団体

（ウ） 地域住民が主体的に運営する団体

（エ） 毎回定まった拠点で開催する団体

（オ） 健康づくり、支え合い・助け合いの地域づくりの一環として開催する団体

別表２（第６条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 助成対象経費 | 助成対象外経費 |
| 報償費 | 講師・専門家・出演者等に対する謝礼 | 団体構成員への1回あたり501円以上の謝礼、人件費等 |
| 旅費 | 団体構成員以外の講師・専門家・出演者などに対する交通費、旅費 | 団体構成員への交通費、旅費 |
| 消耗品費 | 文房具、雑貨、コピー用紙等の事務用品、タオル、洗剤等の日用品消耗品、工具などの器具消耗品等で1つあたり10,000円未満のもの。 | 1つあたり10,000円以上のもの（備品費に該当） |
| 印刷製本費 | 広告宣伝費、立て看板費、チラシ・ポスター印刷費、資料等印刷費、プログラム等印刷費、各種デザイン料等 |  |
| 備品費 |  | すべての備品※つどいの場の場合は運営助成金を利用できます |
| 通信運搬費 | 事業に係る郵便等の通信費 | 電話、メール、FAX、インターネット接続費 |
| 会議費 | 事業に係る運営会議での茶代 | 茶菓子代、食事代 |
| 使用料・賃借費 | 事業及びその打合せに係る、会場使用料、機材・機器等の賃借料 |  |
| その他事業費 | 上記以外で、事業実施に必要不可欠であると本会会長が認めたもの |  |

参考

**経費の考え方**

助成事業に関する経費について、参考として、次のとおり考えを示す。

なお、対象経費並びに対象外経費については、事業報告書の提出時に添付する領収書などにより確認できるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象経費 | 原則として当該年度に属し、事業を実施するにあたり別表に掲げた項目の直接的なもので、助成金を充てることが適当と認められる経費とする。なお、助成対象となる事業にかかる会場使用料で、当該年度前に会場利用申請を行い、利用料を前納しなければならないものについては当該年度以外の経費でも対象経費とする。 |
| 助成対象外経費 | 原則として当該年度に属し、事業を実施するにあたり、助成金を充てることが、社会通念上適当でないもの並びに自己財源により賄うべき経費とする。［例］団体の構成員に対する出演費、謝金等・団体の財産になる備品（製作費含む）や楽器、装置などの購入費、修繕費、保管料 ・コンクール等に係る賞金、賞品・諸収入として計上される参加料等に含まれる有料記念品、参加賞等（無料配布のものは対象経費）・旅費の内、航空・鉄道・船舶運賃の特別料金等（ﾌｧｰｽﾄｸﾗｽ等の料金、ｸﾞﾘｰﾝ料金、特別船室料金等） ・販売を目的とするプログラム及び図録等の印刷費、製作費等（無料配布分と分割して計上することは可能）・食糧費（弁当代、飲み物代、打ち上げ費、ケータリング代、その他名称を問わず飲食関係一式）・花束代 ・添乗員、ガイド、医者に係る経費・スタッフ、キャストの家族に係る経費・渡航手続書類作成料 ・旅行会社手数料 ・出演者等個人所有車両の借上げ ・マネージメント料 ・下見、事前打ち合わせ等に係る経費等 |

**社会福祉法人日進市社会福祉協議会　赤い羽根公募プレゼンテーション助成事業**

**公開審査会内規**

（目的）

第１条　市民の皆さまから頂いた共同募金を財源とし、助成を行う事業であることから、助成金の交付先や使い道を公平・透明化するため公開の審査会を開催する。

（構成）

第２条　審査員の構成は日進市共同募金運営委員会の委員３名と日進市社会福祉協議会（以下「本会」という。）理事２名、合計５名で構成する。

（実施方法）

第３条　社会福祉法人日進市社会福祉協議会赤い羽根公募プレゼンテーション助成事業要綱第４条第１項第１号及び第２号に定めた事業と第３号に定めた事業の２つに分かれて公開審査会を開催する。

（進行）

第４条　司会進行は本会事務局が務める。プレゼンテーションの順番は五十音順とし、やむをえない事情によりプレゼンテーションの時間に出席できない場合は、順番を変更することができる。各助成申請団体は、１組ずつ事業の内容・目的（契機）・事業展望等を発表する。審査員は、プレゼンテーション終了後に発表内容等について質問をすることができ、発表団体はその都度、質問に答えるものとする。また、各団体における持ち時間は１０分（プレゼン５分＋質疑応答５分）とする。

（審査方法）

第４条　全助成申請団体のプレゼンテーションが終了後、ただちに審査を行う。審査員は、プレゼンテーションの内容等をよく吟味した上で、次の視点で評価し、審査する。

（１）事業の公益性

（２）事業の先駆性

（３）事業の継続・発展性

（４）事業の妥当性

（５）事業の協働性

２　審査における評価の方法は次の表のとおりとし、審査項目ごとに評価する。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 点数 | ５ | ４ | ３ | ２ | １ |
| 評価 | 非常に優れている | 優れている | 良好である | やや劣っている | 劣っている |

３　審査員の持ち点は２５点を満点とし、審査員５名の合計を１２５点とする。

（審査結果）

第５条　審査の結果は次のとおり定める。

（１）審査により、審査員５名の合計１２５点を満点とし、その６割を満たす点を獲得した事業を適正な事業とみなし、その事業に対し助成を行う。

（２）プレゼンテーションの内容、公開審査会の各得点数、審査員の意見を本会事務局でまとめたうえで、助成対象と助成金額を決定する。

（３）助成金額の決定については、**公開審査会毎に**評価得点順に順位を決め、順次助成していくものとする。なお、助成金の**予算**残高が無くなった時点で助成決定を終了する**が、公開審査会における審査員の意見に基づき、予算の枠を超えて配分決定することができる。ただし、全事業の予算の範囲内とする。**

（４）審査結果は、後日郵送により通知するものとする。

（その他）

第６条　助成金申請を行いながらも審査会を遅刻・欠席した場合は、助成申請を取り下げたとみなす。

附　則

１　この内規は平成３０年４月１日から施行する。

２　この内規の施行に伴い、従前の社会福祉法人日進市社会福祉協議会つどいの場公開プレゼンテーション助成事業公開審査会内規は廃止とする。

第１号様式（第８条関係）

提出日　　　　　年　　　　月　　　日

**赤い羽根公募プレゼンテーション助成金交付申請書**

|  |  |
| --- | --- |
| 団体（グループ）名 |  |
|  | 　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 電話／FAX |  |
| 所　在　地（郵送物送付先） | 〒 |
| 設立年月日 | 昭和・平成　　　　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 団体の主な活動内容（主な活動地域等） |  |
| 事業実施場所 |  |
| 開催（予定）日時 |  |
| 助成金申請額 | 円 |
| 当助成を受けて実施する事業 |  |
| 目標参加人数 | 　　　　　　　　　　　　　　　人　　 |

**※事業収支予算書（第２号様式）、事業計画書・事業報告書（第３号様式）を添付してください。**

**※本申請書については、公開審査会の際に、資料として原本のまま配布しますので ご了承ください。**

|  |
| --- |
| 備　　考（事務局記入欄） |
|  |

第２号様式（第８条関係）

**事業収支予算書**

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 左の積算内訳 |
| 社会福祉協議会助成 |  |  |
| 参加費 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 |  |  |

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 助成事業に係るすべての経費 | 左の経費のうち、本助成金を充てた金額 | 左の積算内訳 |
| 報償費 |  |  |  |
| 旅費 |  |  |  |
| 消耗品費 |  |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |  |
| 備品費 |  |  |  |
| 通信運搬費 |  |  |  |
| 会議費 |  |  |  |
| 使用料・賃借費 |  |  |  |
| その他事業費 |  |  |  |
| 合計 |  |  |  |

第３号様式（第８条、第１６条関係）

**事業計画書・事業報告書**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 活動計画 | 活動報告 |
| 予定活動内容 | 参加予定人数 | 活動内容 | 参加人数 |
| ４月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ５月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ６月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ７月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ８月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ９月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| １０月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| １１月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| １２月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| １月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ２月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ３月 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |

※本様式の控えを保管し、事業報告時に事業報告欄を記載して提出してください。

第４号様式（第１０条関係）

日社協第　　号

年　　月　　日

**赤い羽根公募プレゼンテーション助成金**

**交付・不交付決定通知書**

団体名

代表者　　　　　　　　様

社会福祉法人日進市社会福祉協議会

会長　　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日に行われた公開審査会の結果、赤い羽根公募プレゼンテーション助成金の交付について下記のとおり決定したので、要綱第１０条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象事業の名称 |  |
| 審査結果 | 交付　　　　・　　　　不交付 |
| 交付金額 | 円　　 |
| 審査員からの意見 |  |

※審査員の意見に基づき、活動の改善が見られない場合には、交付決定を取り消すことがあります。

第５号様式（第１０条関係）

**活動改善計画書**

公開審査会において審査員から受けた意見に基づき、どのように改善していくか活動改善計画を作成してください。

団体名

代表者　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 審査員からの意見 | 改　善　計　画 |
|  |  |

※なお、審査員の意見に基づき、活動の改善が見られない場合には、交付決定を取消することがありますので、ご了承ください。

**提出〆切：　　　　年　　月　　日（　　）**

＜送付先＞

社会福祉法人　日進市社会福祉協議会

担当：

電　話：（０５６１）７３－４８８５

ＦＡＸ：（０５６１）７３－４９５４

メール：info@nisshin-shakyo.or.jp

第６号様式（第１１条関係）

　　年　　月　　日

**助成金交付請求書**

社会福祉法人日進市社会福祉協議会

会　長 　　　　　　　　　あて

所在地〒

団体名

代表者　　　　　　　印

　赤い羽根公募プレゼンテーション助成金として、下記金額を請求いたします。

　 **金　　　　　　　　円**

＜振　込　先＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込先金融機関名 | 本・支店名 | 預金の種類 | 口座番号 |  |
| 信用金庫銀　　行農　　協 | 本 店支 店 | １．普　通２．当　座３．その他 |  |  |

※口座名義には必ずふりがなをご記入下さい。

第７号様式（第１６条関係）

　　年　　月　　日

**赤い羽根公募プレゼンテーション助成金**

**事業実施報告書**

社会福祉法人日進市社会福祉協議会長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　印

　　　　 年　　 月　　 日付け　　 日社協第　　　号で交付決定通知のありました赤い羽根公募プレゼンテーション助成事業を完了したので、社会福祉法人日進市社会福祉協議会赤い羽根公募プレゼンテーション助成事業要綱第１６条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

　　　　１　交付決定額　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　２　関係書類　　　　事業計画書・事業報告書（第３号様式）

事業収支決算書（第８号様式）

　　　　　　　　　　　　　　事業内容がわかる資料（チラシ等）

事業の様子がわかる写真を２，３枚程度

第８号様式（第１６条関係）

**事業収支決算書**

（１）収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 決算額 | 左の積算内訳 |
| 社会福祉協議会助成 | Ⓐ |  |
| 参加費 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合計 | Ⓑ |  |

（２）支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | すべての経費 | 左の経費のうち、本助成金を充てた金額 | 左の積算内訳 |
| 報償費 |  |  |  |
| 旅費 |  |  |  |
| 消耗品費 |  |  |  |
| 印刷製本費 |  |  |  |
| 備品費 |  |  |  |
| 通信運搬費 |  |  |  |
| 会議費 |  |  |  |
| 使用料・賃借費 |  |  |  |
| その他事業費 |  |  |  |
| 合計 | （Ⓑと同額） | Ⓒ | （差額Ⓐ-Ⓒ）※返還額 |

**※裏面に助成を使用した領収書を時系列に沿って貼ってください。**

第９号様式（第１７条関係）

日社協第　　　号

　　年　　月　　日

**助　成　金　返　還　請　求　書**

団体名

代表者　　　　　　　　　　　　　様

社会福祉法人日進市社会福祉協議会

会　長　　　　　　　　　印

日社協第　　号で交付した赤い羽根公募プレゼンテーション助成金について、下記の理由のため、全額・余剰金の返還を請求します。

１　返還請求金額　　　　金　　　　　　　　　円

２　返還請求理由（第１７条）

（１）助成対象事業において、実際に使用した金額が助成額に満たないとき

（２）偽りその他不正な手段により助成を受けたことが判明したとき

（３）助成対象事業の中止や完了ができなかったとき

（４）助成金を対象事業以外に使用したとき

（５）事業実施報告書の提出がないとき

（６）事業実施に際し、審査員からの是正依頼が受け入れられなかったとき

３　返還期限

　　年　　月　　日（　　）までに下記の口座まで振り込んでください。

　　　４　振込口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | あいち尾東農業協同組合 |
| 支　店　名 | 日進支店 |
| 預金種目 | 普通 |
| 口座番号 | ００２２２１２ |
| ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ口座名義 | 　　　　　 |